

公害関係法令事務マニュアル
公害防止条例届出の手引き
(汚水等に係る特定施設編)

令和4年3月

宮 城 県

目次

1	定義	1
(1)	「特定施設」(条例第2条第2項)	1
(2)	「特定事業場」(条例第2条第3項)	1
(3)	「規制基準」(条例第2条第4項)	1
(4)	「汚水等」	1
(5)	「公共用水域」(水質汚濁防止法第2条第1項)	1
(6)	「排水水」(水質汚濁防止法第2条第5項)	1
2	特定施設設置者の義務	2
(1)	設置(条例第26条), 使用(条例第27条), 構造等の変更(条例第28条)の届出	2
(2)	氏名等の変更, 廃止の届出(条例第31条)	2
(3)	承継の届出(条例第32条)	2
(4)	規制基準の遵守義務(条例第16条), 改善命令等(条例第33条)	2
(5)	排水水の測定義務(条例第34条, 施行規則第7条)	2
3	届出の種類と添付書類	3
(1)	届出書の種類	3
(2)	添付書類	3
4	届出書の提出先・提出方法	4
(1)	届出の提出先	4
(2)	提出部数	4
(3)	届出様式	4
5	届出書作成上の留意事項	4
6	届出書記入例	5
(1)	設置届等(様式第3号)	5
(2)	氏名等変更届出書(様式第12号)	12
(3)	使用廃止届(様式第13号)	13
(4)	承継届(様式第15号)	14
(5)	委任状(任意様式)	15
7	資料	16
(1)	汚水等の規制基準【生活環境項目】(条例施行規則 別表第2の3)	16
(2)	汚水等の規制基準【健康項目】(条例施行規則 別表第2の3)	19

はじめに

この手引きは、仙台市以外の宮城県内に公害防止条例（昭和 46 年宮城県条例第 12 号。以下「条例」といいます。）に基づく特定施設を設置等しようとする事業者の方を対象としています。

ただし、すでに水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく届出を行っている工場・事業場においては、この手引きに基づく届出の必要はありませんので注意してください。

仙台市内で同様の届出を行う場合には、仙台市環境対策課（電話 022-214-8223）へご相談ください。

1 定義

(1) 「特定施設」（条例第 2 条第 2 項）

工場又は事業場に設置される施設のうち、汚水、廃液を排出させるおそれのあるもので規則に定めるものをいいます。

番号	施設の種類	規模又は能力
1	水産物卸売市場の洗浄施設（陸揚げ地に開設されたものに限る。）	
2	集団給食施設	給食能力が継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上のもの
3	ガソリンスタンド営業又は自動車整備業の用に供する洗浄施設	
4	廃油の再生の用に供する原料処理施設	
5	公衆浴場業の用に供する洗場施設	
6	ごみ処理施設	処理能力が 1 時間当たり 200 kg 以上のもの
7	動物園	成畜の飼養能力が 30 頭以上のもの
8	病院の廃液の処理施設（有害物質又はフェノール類含有物を取り扱うものに限る。）	
9	アスファルト又は油脂類容器の洗浄施設（灯油その他の油類を使用するものに限る。）	

(2) 「特定事業場」（条例第 2 条第 3 項）

特定施設を設置する工場又は事業場をいいます。

(3) 「規制基準」（条例第 2 条第 4 項）

排出される排出水の濃度の許容限度をいいます。（16～17 ページ 資料 参照）

(4) 「汚水等」

特定施設から排出される汚水又は廃液をいいます。

(5) 「公共用水域」（水質汚濁防止法第 2 条第 1 項）

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路等公共用に供される水路（終末処理場を設置する下水道は含まない）をいいます。

(6) 「排水」（水質汚濁防止法第 2 条第 5 項）

特定事業場から公共用水域に排出される水（汚水等だけでなく、生活雑排水、雨水を含む）をいいます。

2 特定施設設置者の義務

(1) 設置(条例第 26 条), 使用(条例第 27 条), 構造等の変更(条例第 28 条)の届出

特定施設を新たに設置, 構造等の変更をしようとする場合又は条例の改正等で既存の施設が特定施設となった場合は所定の事項を届け出なければなりません。

ただし, 下記①, ②に該当する場合は届出の必要はありません。

① 当該工場, 事業場からの排水(雑排水, 雨水等を含む。)が全くない場合。

② すべての排水(雑排水, 雨水等を含む。)が, 別の工場・事業場に流入したり, 複数の工場・事業場の排水を共同で処理する処理場に流入させる場合。

※ ②の場合には, 排水を処理する工場・事業場, 共同処理場の管理者が届出の義務を負います。

※ 受理書(条例施行規則第 13 条)

設置, 構造等の変更の届出書が提出された後, 速やかに書類の形式審査を行います。その結果, 不備がなければ受理し, 受理書を交付します。

※ 実施の制限(条例第 30 条)

届出が受理された日(受理書の交付日)から 60 日間は工事に着手等することができません。ただし, 届出書を審査し, その内容が相当であると認められるときは, 実施制限の解除を通知します。そのときは実施の制限期間内であっても着手等することができます。また, 審査した結果, 特定事業場から排出される排水が規制基準に適合しないと認められるときは, 受理日から 60 日以内に計画変更命令又は計画廃止命令が発せられることがあります。(条例第 29 条)

(2) 氏名等の変更, 廃止の届出(条例第 31 条)

上記の届出をした者の氏名又は名称, 住所及び法人にあつては代表者氏名等, 工場又は事業所の名称, 所在地等に変更があつた場合や届出した特定施設の使用を廃止した場合には, 所定の事項を届け出なければなりません。

(3) 承継の届出(条例第 32 条)

つぎの場合は所定の事項を届け出る必要があります。

① 設置又は使用の届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受けたり, 借り受けた場合。ただし, 届出の義務はその施設を譲り受けたり, 借り受けた個人または法人が負います。

② 設置又は使用の届出をした者について相続, 法人にあつては合併・分割があつた場合。ただし, 届出の義務は相続人, 合併後存続する法人, 若しくは合併により新たに設立した法人又は分割によりその施設を承継した法人が負います。

(4) 規制基準の遵守義務(条例第 16 条), 改善命令等(条例第 33 条)

特定事業場から排水を排出する者は, 当該事業場の排出口において規制基準を遵守する義務があり, 知事は, 排水が規制基準に適合しないと認めるとき, 規制基準に適合しない排水を排出するおそれがあると認めるとき, または, その者に対し, 特定施設の構造, 使用の方法, 汚水等の処理の方法の改善や特定施設の使用, 排水の排出の一時停止を命ずることがあります。

(5) 排水の測定義務(条例第 34 条, 施行規則第 7 条)

排水を排出させる者は, 排水の汚染状態を 1 年に 1 回以上測定し, その結果を記録し

て、3年間保存しておかなければなりません。

3 届出の種類と添付書類

(1) 届出書の種類

届出の種類	届出を必要とする場合	届出の時期	届出様式
汚水等に係る特定施設設置届(条例第26条第1項)	新たに特定施設を設置しようとする場合	工事着手予定日の60日前まで	・様式第3号 ・別紙1～5
汚水等に係る特定施設使用届(条例第27条第1項)	従来、特定施設でなかった施設が特定施設に追加指定された場合(設置の工事をしている場合も含む)	追加指定された日から30日以内	・様式第3号 ・別紙1～5
汚水等に係る特定施設の構造等変更届(第28条第1項)	特定施設の構造、使用の方法、汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量を変更する場合(下水道に接続した場合を含む。)	工事着手予定日の60日前まで	・様式第3号 ・別紙1～5
氏名等の変更届(条例第31条)	氏名(名称)、住所、代表者名等を変更した場合	変更後30日以内	・様式第12号
特定施設使用廃止届(条例第31条)	特定施設の使用を廃止した場合	廃止後30日以内	・様式第13号
承継届(条例第32条第3項)	届出施設を譲り受け又は借り受けた場合、並びに相続又は合併又は分割があった場合	承継後30日以内	・様式第15号

(2) 添付書類

- ① 特定施設及び関連機器の配置図
- ② 特定施設及び処理施設の設置場所図(工場・事業場の敷地内配置図)
(工場全体の配置図(平面図)に、用水系統については青、排水系統については赤で、雨水系統は緑で記入し、建屋、排水発生施設及び排水処理施設の設置場所を記入したもの。)
- ③ 操業の系統図(フローシート)
(工場の生産工程を原料から仕上げ出荷まで、排水発生施設を含めて記載したもの。)
- ④ 特定施設の仕様書及び構造図
- ⑤ 排水等の処理の系統(フローシート)(排水の処理工程を記載したもの。)
- ⑥ 排水処理施設の設計計算書
(原水濃度、除去率計算書、容量負荷計算書を記入したもの。)
- ⑦ 排水処理施設の構造図
- ⑧ 排水処理施設の仕様書
- ⑨ 排出水の排出の方法図(排水口の位置、排出先を含む。)

4 届出書の提出先・提出方法

(1) 届出の提出先

提出先	郵便番号	住所	電話番号	所管区域
仙南保健所 環境廃棄物班	989-1243	大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎内)	0224 (53)3118	白石市, 角田市, 刈田郡 (蔵王町, 七ヶ宿町), 柴田郡 (大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町), 伊具郡 (丸森町)
塩釜保健所 環境廃棄物班	985-0003	塩竈市北浜四丁目 8-15	022 (363)5506	塩竈市, 多賀城市, 富谷市, 宮城郡 (松島町, 七ヶ浜町, 利府町), 黒川郡 (大和町, 大郷町, 大衡村)
塩釜保健所 岩沼支所 環境廃棄物班	989-2432	岩沼市中央三丁目 1-18	0223 (22)6295	名取市, 岩沼市, 亶理郡 (亶理町, 山元町)
大崎保健所 環境廃棄物班	989-6117	大崎市古川旭四丁目 1-1 (大崎合同庁舎内)	0229 (87)8002	栗原市, 大崎市, 加美郡 (色麻町, 加美町), 遠田郡 (涌谷町, 美里町)
石巻保健所 環境廃棄物班	986-0850	石巻市あゆみ野五丁目 7 (石巻合同庁舎内)	0225 (95)1418	石巻市, 登米市, 東松島市, 牡鹿郡 (女川町)
気仙沼保健所 環境廃棄物班	988-0066	気仙沼市東新城三丁目 3-3	0226 (22)5127	気仙沼市, 本吉郡 (本吉町, 南三陸町)
(参考) 仙台市 環境対策課	980-8671	仙台市青葉区二日町 6-12 二日町第二仮庁舎 (MSビル二日町)5階	022 (214)8223	仙台市

(2) 提出部数

提出部数は正本1部, 写し1部です。また, 届出書の写しを事業所において保存してください。

(3) 届出様式

所定の様式に記載してください。用紙は, 各保健所環境廃棄物班又は宮城県環境生活部環境対策課にあります。

また, 宮城県のホームページからダウンロードして使用することもできます。

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/kougaibousi_jourei-todokede.html

5 届出書作成上の留意事項

- (1) 届出は特定施設を設置する工場・事業場ごとに行かない, 同一工場・事業場で2つ以上の特定施設がある場合は1つの届出書で提出してください。
- (2) 予備施設等のほとんど使用しない施設であっても, 設置・使用の届出が必要です。
- (3) 届出者は, 法人にあつては法人の代表者であること。代表権を持たない工場長等が届出者になる場合は, **委任状**を添付してください。
- (4) 変更届を提出する場合には, 変更に係る様式の変更に係る箇所についてのみ記載・提出してください。

6 届出書記入例

(1) 設置届等（様式第3号）

汚水等に係る特定施設設置（~~使用・変更~~）届出書

不要な文字は、抹消してください。

年 月 日

宮城県知事 ○○ ○○ 殿

提出時に記載していただきますので空欄のまま、持参してください。

- ・届出者が個人の場合は自宅住所を、法人の場合には主たる事務所の所在地を記載してください。
- ・法人の場合は、代表者の氏名も記載してください。

届出者 住所 〒○○○-○○○○
 仙台市青葉区本町○丁目○番○号
 氏名 株式会社みやぎ湯
 代表取締役 宮城 太郎

不要な文字は、抹消してください。

電話番号 ○○○-○○○-○○○○

公害防止条例第26条第1項（~~第27条第1項・第28条第1項~~）の規定により、汚水等に係る特定施設の設置（~~使用・変更~~）について、次のとおり届け出ます。

特定事業場の名称	株式会社みやぎ湯
特定事業場の所在地	○○市△町1-2
特定施設の種類	3-5 公衆浴場業の用に供する洗場施設
※特定施設の構造	別紙のとおり
※特定施設の使用の方法	別紙のとおり
※汚水等の処理の方法	別紙のとおり
※排出水の汚染状態及び量	別紙のとおり
※※受理年月日	年 月 日
変更の内容（変更の場合に限る。）	変更の内容は簡潔に記載すること。

施行規則別表第1の番号及び名称を記載すること。

- 備考
- 1 特定施設の種類欄には、公害防止条例施行規則別表第1に掲げる番号及び名称を記載すること。
 - 2 ※の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、別紙についても、やむを得ない場合を除き、同様とすること。
 - 4 ※※の欄には、記載しないこと。

特定施設の構造

1. 型式等

名 称	型 式	構 造	主要寸法	能 力
<p>大浴場</p> <p>【名称】 全施設のうち、当該施設を特定するために用いている名称等を記載してください。</p>	<p>【型式】 特定施設の型式と設置台数を記載してください。</p>	<p>鉄筋コンクリート 木製 (別添構造図参照)</p> <p>【構造】 施設の材質(木製、コンクリート製、鉄製等)を記載してください。適宜、図面・仕様書等を添付してください。</p>	<p>男風呂 20×10×0.8(m) 容積 160m³</p> <p>女風呂 20×10×0.8(m) 容積 160m³ 各1室</p> <p>【主要寸法】 施設の縦、横、高さ(深さ)等について記載してください。</p>	<p>約150人/日</p> <p>【能力】 その施設の時間あたり、または1日あたりの能力を表示しやすい数値により記載してください。</p>
<p>※ 変更届例 (変更前) 大浴場</p> <p>(変更後) 大浴場</p> <p>小浴場</p>	<p>変更届出の場合は、変更の前後がわかるように記載してください。 (変更前、変更後でそれぞれ欄を設け、並べて記載してください。)</p>			

2. 工事の着工操業予定

工事着手予定年月日	○×年○月○日
工事完成予定年月日	××年××月○日
使用開始(予定)年月日	××年××月○日

3. 特定施設及び関連機械の配置図(添付資料1のとおり)

工場全体の配置図(平面図)に特定施設及び関連機器が記載されたものを添付してください。

特定施設の使用の方法

1. 使用方法

特定施設の名称	使用時間間隔 Hr	1日当りの使用時間 Hr	季節的変動の概要
<p>大浴場</p> <p>【名称】 別紙1との対応がわかるように記載してください。</p>	<p>11時～9時 (9時～11時は清掃)</p> <p>【時間間隔】 施設を断続的に使用している場合、その時間間隔を記載してください。</p>	<p>22時間/回</p> <p>【使用時間】 日によって変動がある場合は、平均的な使用時間を記載してください。</p>	<p>5月, 10月, 11月には使用時間増加</p> <p>【季節変動】 使用に季節的変動がある場合に、その概要について記載してください。</p>

2. 特定施設の設置場所図（添付資料2のとおり）

敷地内配置図を添付してください。

（用水系統については青，排水系統については赤で，雨水系統については緑で記入し，建屋，排水発生施設及び排水処理施設の設置場所を記入したもの。）

3. 操業の系統図（フローシート）（添付資料3のとおり）

特定施設を含む操業の系統について記載してください。

（工場の生産工程を原料から仕上げ出荷まで，排水発生施設を含めて記載したもの。）

汚水等の処理の方法

1. 処理施設の内容

名 称	型 式	構 造	能力(m ³ /日)	処 理 の 方 式
合併処理浄化槽	合併浄化槽 〇〇-△	FRP 製 (別添構造図参照)	400 人槽 (100m ³ /日)	長時間ばっ気方式
【名称】 当該施設を特定するために用いている名称等を記載してください。	【型式】 処理装置を具体的に表す名称(曝気槽, 沈殿槽など), 型式等を記載してください。	【構造】 コンクリート, 木製等の材質, 縦, 横, 深さ等の主要寸法, 容量等について型式ごとに記載してください。別添として図面, 仕様書等添付可。		【処理方式】 処理の具体的な方法について記載してください。

(処理施設の構造図, 仕様書, 設計計算書を添付すること。)

2. 処理施設の設置場所 (添付資料4のとおり)

処理施設の設置場所について敷地内配置図に記載して添付してください。
添付資料2で記載されている場合は同様のものでかまいません。

3. 工事の着手予定日等

工事着手予定年月日	〇×年〇〇月〇〇日
工事完成予定年月日	××年××月〇〇日
使用開始(予定)年月日	××年××月〇〇日

4. 処理の方法

汚水処理施設の名称	使用時間 間隔	1日当りの 使用時間	季節的変動	消耗資材名（用途 別)	1日の使 用量
合併処理浄化槽	連続通年	24時間	なし	滅菌用固形塩素剤	100g/日
<p>【名称】 当該施設を特定するために用いている名称等があれば記載してください。</p>	<p>【時間間隔】 施設を断続的に使用している場合、時間間隔を記載してください。</p>	<p>【使用時間】 日によって変動がある場合は平均的使用時間を記載してください。</p>	<p>【季節変動】 季節変動がある場合に記載してください。</p>	<p>【消耗資材名】 汚水等の処理施設において、中和、凝集、酸化その他の反応に使用する消耗資材名を記載してください。</p>	<p>【使用量】 消耗資材の1日当たりの用途別使用量を記載してください。</p>

5. 汚水等の処理の系統（フローシート）（添付資料5のとおり）

汚水処理の系統について記載してください。
 （排水の処理工程（汚水の発生から各処理工程を経て排出されるまで）を記載したもの。）

6. 残さの種類等

種 類	発 生 箇 所	生成量(月)	処 理 の 方 法
余剰汚泥	合併処理浄化槽	1.0m³/日 <p>【生成量】 種類別の生成量を記載してください。</p>	許可取得の処理業者に委託処理

7. 排水水の排出の方法図（排出口の位置、排出先を含む）（添付資料6のとおり）

排水口の位置、数及び排出先も含めて記載してください。

排水水の汚染状態及び量

排出施設別		特定施設	処理施設		排出口
			処理前	処理後	
施設の名称		大浴場	合併浄化槽		浄化槽排水口
排水量 m ³ /日	A	40	70	70	70
	B	50	90	90	90
pH	A	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
	B	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
BOD mg/l	A	20	200	20	20
	B	20	250	25	25
COD mg/l	A				
	B				
SS mg/l	A	25	250	10	10
	B	30	300	10	10
n-ヘキサン抽出物 mg/l	A	0	0	0	0
	B	0	0	0	0
	A				
	B				
	A				
	B				
	A				
	B				

【施設名称】全施設のうちから当該排水口を有する施設を特定するために用いている名称等を記載してください。

当該特定事業場の特定施設、処理施設(処理前、処理後)及び排出口における状態について記載する。排水基準に掲げられている項目で、当該排水に含まれているものの水質について記載してください。

注 1) Aは日間平均値, Bは最大値とする。
 2) 季節変動のある場合は, 変動時の水質等についても記入のこと。
 3) 海域, 湖沼に排出される場合はCOD, その他についてはBODを記入のこと。

用水及び排水の系統

1. 用途別用排水量

用 水				排 水			
用 途 別	使用量 m ³ /日	使用時間 Hr	用水の 種 類	用 途 別	排水量 m ³ /日	排水時間 Hr	放流先
トイレ等	30	24 時間	上水道	合 併 浄化槽	70	24 時間	〇〇 排水路 ↓ △△川 ↓ □□川
浴場用	40	22 時間	上水道				

↑

【用途】
ボイラー用水，原料用水，洗浄水，浴場水等，具体的に記載してください。

↑

【用水の種類】
上水道，工業用水，地下水，河川水，温泉などを記載してください。

↑

【放流先】
排水の放流先を記載する。放流先については，〇〇排水路→△△川→□□川とできるだけ詳細に記載してください。

2. 用水及び排水の系統図（添付資料7のとおり）

当該事業場における用水及び排水の系統について記載してください。
（フローシートで記載してください。）

(2) 氏名等変更届出書 (様式第 12 号)

氏名等変更届出書

〇〇年△△月□□日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

届出者 住所 (主たる事務所の所在地)

〒000-0000

仙台市青葉区本町 3-8-1

電話番号 000-000-0000

氏名 (名称及び代表者の氏名)

株式会社宮城興業

代表取締役 宮城花子

不要な文字を抹消してください。

氏名 (名称・住所・所在地) に変更があったので、公害防止条例第 2 2 条 (第 3 1 条・第 4 0 条・第 4 8 条・第 5 7 条) の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	代表取締役 宮城太郎
	変更後	代表取締役 宮城花子
変更の理由	取締役会において、宮城太郎は代表権のない会長に就任し、宮城花子が代表取締役に就任した。	
変更年月日	年 月 日	
特定施設の種類の等	規則別表 1 3 の 5 公衆浴場業の用に供する洗場施設	

備考 1 特定施設の種類の等の欄には、公害防止条例施行規則別表第 1 に掲げる番号及び名称又は揚水設備を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

(3) 使用廃止届 (様式第 13 号)

特定施設使用廃止届出書

〇〇年△△月□□日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

届出者 住所 (主たる事務所の所在地)

〒000-0000

仙台市青葉区本町 3-8-1

電話番号 000-0000-0000

氏名 (名称及び代表者の氏名)

株式会社宮城興業

代表取締役 宮城太郎

不要な文字を抹消してください。

特定施設の使用を廃止したので、公害防止条例第~~22~~条(第31条・~~第40~~条・~~第48~~条)の規定により、次のとおり届け出ます。

特定事業場の名称	株式会社宮城興業
特定事業場の所在地	仙台市青葉区本町 3-8-1
特定施設の種類の等	3の5 公衆浴場業の用に供する洗場施設
使用廃止の年月日	年 月 日
使用廃止の理由	施設老朽化のため

備考 1 特定施設の種類の等の欄には、公害防止条例施行規則別表第1に掲げる番号及び名称又は揚水設備を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(4) 承継届 (様式第 15 号)

承継届出書

〇〇年△△月□□日

宮城県知事 〇〇 〇〇 殿

届出者 住所 (主たる事務所の所在地)

〒000-0000

仙台市青葉区本町 3-8-1

電話番号 000-0000-0000

氏名 (名称及び代表者の氏名)

株式会社宮城興業

代表取締役 宮城太郎

不要な文字を抹消してください。

特定施設(揚水設備)に係る届出者の地位を承継したので、公害防止条例~~第23条第3項~~
~~(第32条第3項・第41条第3項・第49条第3項・第58条第3項)~~の規定により、次
のとおり届け出ます。

工場若しくは事業場又は特定事業場の名称 (揚水設備の名称)	みやぎ湯	
工場若しくは事業場又は特定事業場の所在地 (揚水設備の設置場所)	仙台市青葉区本町 3-8-1	
特定施設の種別等	3-5 公衆浴場業の用に供する洗場施設	
承継の年月日	年 月 日	
被承継者	氏名又は名称	株式会社仙台興業
	住所又は主たる事務所 の所在地	仙台市青葉区本町 3-8-2
承継の理由	会社合併のため	

備考 1 特定施設の種別等の欄には、公害防止条例施行規則別表第1に掲げる番号及び
名称又は揚水設備を記載すること。

2 届出書の用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(5) 委任状（任意様式）

委 任 状

私は、当社〇〇（事業所名等） 工場長 △△ □□（氏名）を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

〇〇（事業所名等）における「〇〇〇〇〇〇法」に関する届出の権限

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所	仙台市青葉区本町 3 - 8 - 1
会社名	株式会社宮城興業
	代表取締役 宮城太郎 印
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

7 資料

(1) 汚水等の規制基準【生活環境項目】（条例施行規則 別表第2の3）

	項 目	略記	基 準 値
1	水素イオン濃度（水素指数）	p H	海域以外に排出：5.8以上8.6以下 海 域 に 排 出：5.0以上9.0以下
2	生物化学的酸素要求量（mg/L）	B O D	160（日間平均120）
3	化学的酸素要求量（mg/L）	C O D	160（日間平均120）
4	浮遊物質（mg/L）	S S	200（日間平均150）
5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）（mg/L）		5
6	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）（mg/L）		30
7	フェノール類含有量（mg/L）		5
8	銅含有量（mg/L）	C u	3
9	亜鉛含有量（mg/L）	Z n	2
10	溶解性鉄含有量（mg/L）	S-Fe	10
11	溶解性マンガン含有量（mg/L）	S-Mn	10
12	クロム含有量（mg/L）	T-Cr	2
13	大腸菌群数（個/cm ³ ）		日間平均3000
14	窒素含有量（mg/L）	T-N	120（日間平均60）
15	リン含有量（mg/L）	T-P	16（日間平均8）

備考1 一日当たりの平均的な排出量が50m³以上の特定事業場に係る排出水について適用する。

ただし、窒素含有量及びリン含有量以外の項目で、下表左欄に記載する区域（流入する公共用水域も含む。）に排出水を排出する特定事業場においては、下表右欄に記載する排出水量以上である特定事業場に係る排出水について適用される。

区 域	排 出 水 量
松島湾	10
阿武隈川	30
仙台市内水域	25
気仙沼湾	10
万石浦	10

- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての規制基準は、昭和49年12月1日以前からゆう出している温泉を利用する公衆浴場業に属する事業場に係る排出水については適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての規制基準は海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について、化学的酸素要求量についての規制基準は海域及び湖沼に排出される排出水について適用する。
- 窒素含有量についての規制基準は、別表に掲げる水域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水について適用する。
- リン含有量についての規制基準は、別表に掲げる水域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水について適用する。

備考第4号別表 窒素含有量についての規制基準が適用される水域

水域名	位置又は範囲	
湖沼	青下ダム貯水池	仙台市
	月山池	仙台市
	丸田沢ため池	仙台市
	富士沼	石巻市
	化女沼ダム貯水池	大崎市
	内町ため池	角田市
	伊豆沼	登米市及び栗原市
	内沼	登米市及び栗原市
	長沼	登米市
	平筒沼	登米市
	阿川沼	宮城郡七ヶ浜町
	嘉太神ダム貯水池	黒川郡大和町
	漆沢ダム貯水池	加美郡加美町
	長沼	加美郡加美町
	孫沢ため池	加美郡加美町
	鳴子ダム	大崎市
	川原子ダム貯水池	白石市
	小田ダム貯水池	栗原市
	上大沢ダム貯水池	大崎市
惣の関ダム貯水池	宮城郡利府町	
海域	広田湾	岩手県陸前高田市広田崎南端と気仙沼市唐桑町高石浜三百九十六番地東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
	雄勝湾	石巻市雄勝町白銀崎と牡鹿郡女川町出島北端を結ぶ線、牡鹿郡女川町犬吠崎から82度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域
	万石浦	渡波漁港佐須浜一号防波堤、同防波堤先端と長浜防波堤先端を結ぶ線、長浜防波堤及び陸岸により囲まれた海域
	松島湾	東松島市松ヶ島橋、同市宮戸字田ノ尻四十番地の南端と同市唐戸端を結ぶ同島南東端と宮城郡七ヶ浜町花湊崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
	気仙沼湾	気仙沼市唐桑町上鮪立二百七十八番地西端と気仙沼市恵比寿鼻を結ぶ線、同市龍舞崎と同市岩井崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
	女川湾	牡鹿郡女川町大貝崎と同町赤根崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
	鮫ノ浦湾	牡鹿郡牡鹿町高山三角点(北緯38度21分19秒東経141度30分31秒)から40度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域
	志津川湾	本吉郡南三陸町歌津崎と同町寺濱三角点(北緯38度38分0秒東経141度31分51秒)を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
	松川浦	福島県相馬市尾浜字棚脇西端と松川浦漁港囲堤先端を結んだ線、同囲堤及び陸岸により囲まれた海域

備考第5号別表 燐^{りん}含有量についての規制基準が適用される水域

水域名	位置	
湖沼	青下ダム貯水池	仙台市
	大倉ダム貯水池	仙台市
	月山池	仙台市
	七北田ダム貯水池	仙台市
	丸田沢ため池	仙台市
	宮床ダム貯水池	仙台市及び黒川郡大和町
	富士沼	石巻市
	化女沼ダム貯水池	大崎市
	川原子ダム貯水池	白石市
	樽水ダム貯水池	名取市
	内町ため池	角田市
	伊豆沼	登米市及び栗原市
	内沼	登米市及び栗原市
	長沼	登米市
	平筒沼	登米市
	栗駒ダム貯水池	栗原市
	花山ダム貯水池	栗原市
	七ヶ宿ダム貯水池	刈田郡七ヶ宿町
	釜房ダム貯水池	柴田郡川崎町
	松ヶ房ダム貯水池(宇多川湖)	伊具郡丸森町
	阿川沼	宮城郡七ヶ浜町
	嘉太神ダム貯水池	黒川郡大和町
	南川ダム貯水池	黒川郡大和町
	牛野ダム貯水池	黒川郡大衡村
	孫沢ため池	加美郡加美町
	漆沢ダム貯水池	加美郡加美町
	長沼	加美郡加美町
	鳴子ダム貯水池	大崎市
	小田ダム貯水池	栗原市
	上大沢ダム貯水池	大崎市
惣の関ダム貯水池	利府町	
海域	備考第7号の表に掲げる海域	

(2) 汚水等の規制基準【健康項目】 (条例施行規則 別表第2の3)

	項目	略記	水質汚濁防止法
1	カドミウム及びその化合物 (mg/L)	C d	0.03
2	シアン化合物 (mg/L)	C N	1
3	有機リン化合物 (mg/L)	Org-P	1
4	鉛及びその化合物 (mg/L)	P b	0.1
5	六価クロム化合物 (mg/L)	C r 6+	0.5
6	砒素及びその化合物 (mg/L)	A s	0.1
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/L)	T-H g	0.005
8	アルキル水銀化合物	Org-Hg, R-Hg	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	P C B	0.003
10	トリクロエチレン (mg/L)	T C E	0.1
11	テトラクロエチレン (mg/L)	P C E	0.1
12	ジクロロメタン (mg/L)	D C M	0.2
13	四塩化炭素 (mg/L)		0.02
14	1,2-ジクロロエタン (mg/L)		0.04
15	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		0.2
16	シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		0.4
17	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		3
18	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		0.06
19	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		0.02
20	チウラム (mg/L)		0.06
21	シマジン (mg/L)		0.03
22	チオベンカルブ (mg/L)		0.2
23	ベンゼン (mg/L)	B z	0.1
24	セレン及びその化合物 (mg/L)	S e	0.1
25	ほう素及びその化合物 (mg/L)	B	(海域以外) 10
			(海域) 230
26	ふっ素及びその化合物 (mg/L)	F	(海域以外) 8
			(海域) 15
27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)		(アンモニア性窒素×0.4、亜硝酸性及び硝酸性窒素の合計量) 100
28	1,4-ジオキサン (mg/l)		0.5

備考 1 砒素及びその化合物についての規制基準は、昭和49年12月1日以前からゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する公衆浴場業に属する事業場に係る排水水については適用しない。

2 ほう素及びその化合物についての規制基準は、温泉を利用する公衆浴場業に属する事業場に係る排水水にあつては、1リットルにつきほう素500mgとする。

3 ふっ素及びその化合物についての規制基準は、昭和49年12月1日以前からゆう出している温泉を利用する公衆浴場業及び同月2日以後ゆう出した温泉を利用する公衆浴場業(1日当たりの平均的な排水水の量が50m³未満のものに限る。)に属する事業場に係る排水水にあつては、1リットルにつきふっ素50mg、同日以後ゆう出した温泉を利用する公衆浴場業(1日当たりの平均的な排水水の量が50m³以上であつて、海域以外の公共用水域に排水水を排出するものに限る。)に属する事業場に係る排水水にあつては、1リットルにつきふっ素15mgとする。